

## 病害虫・雑草管理マニュアルの策定方針について(案)

## 1. 策定の趣旨

- 第1回農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会において、本検討会の目的であるリスク評価・管理手法の開発に係る事業成果の一つとして、公園等の管理者向けの病害虫・雑草管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)の策定を念頭においている旨ご説明したところ。
- また、平成17年度に実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」結果(平成19年1月31日公表)によれば、一部の自治体では、①病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、②散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、③これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例等の不適正な事例も依然として見られる状況にあった。
- このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を調査結果の公表と同日付で発出したところ。
- 一部の自治体における不適正な事例を踏まえ、指導通知を発出したところであるが、本指導通知を遵守する観点からも公園等の管理者に具体的な管理手法を示したマニュアルの早急な提示は極めて重要と認識。
- このため、来年度までの成果を下に、平成20年度前半を目途としてマニュアルの暫定版の策定を目指すこととしたい。

## 2. マニュアル対象者

- マニュアルの対象者は、自治体の街路樹や公園等の管理者を主たる対象とすることでよいか。
- ただし、マニュアルは、自治体の公園等の管理者のみならず、一般企業や防除業者、さらには一般の農薬使用者にも有益な情報となることも念頭におくことが適当なことから、可能な限り分かりやすい記述に留意する必要があるのではないか。

## 3. 対象樹木等

- 自治体の街路樹や公園等の管理者を主たる対象とすることであれば、街路樹や公園に植栽されているサクラ、プラタナス等の高木樹

・街路樹や公園等に植栽されているツバキ、サザンカ等の低木樹・花木類を対象とすることが必要であるが、これに加え、公園等では通常芝生も植えられており、芝への農薬も用いられていることから、芝生も対象とするべきではないか。

#### 4. 主たる対象病害虫

○ 対象とする病害虫等は、以下の分類毎に管理対策が異なると考えられることから、それぞれの代表的な病害虫等を念頭においたマニュアル策定が適当ではないか。

① 人に被害を与える害虫

例：チャドクガ（ツバキ、サザンカ）、イラガ類（サクラ、プラタナス）

② 人には被害を与えないが、対象樹木等に大きな被害を与えるおそれがある病害虫

例：モンクロシヤチホコ（サクラ等）、うどんこ病（サルスベリ等）、黒星病（バラ類等）

③ 人及び対象樹木等に大きな被害を与えるものではない病害虫等

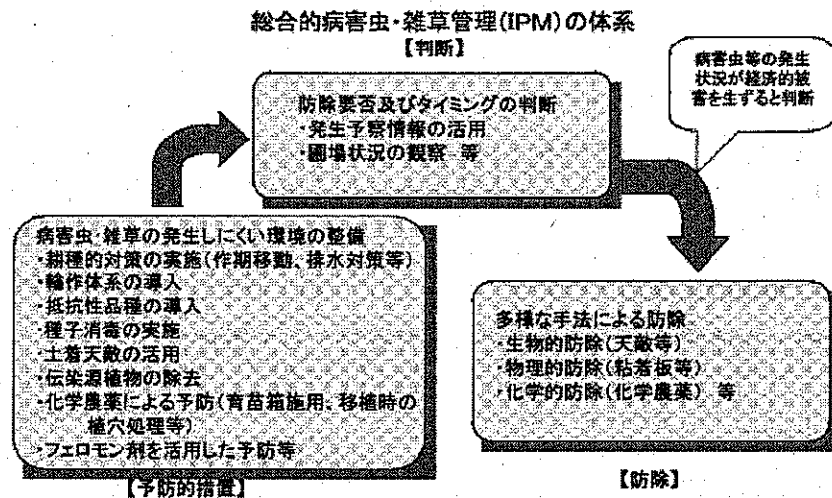
例：多発地帯を除くアメリカシロヒトリ（サクラ、プラタナス等）、雑草対策（芝生を含む全般）

をマニュアル（暫定版）の主たる対象病害虫としてはどうか。

#### 5. マニュアルの基本構成

##### (1) 病害虫防除の基本

- 農業分野では、農林水産省において都道府県等の防除関係者や農業関係者向けに「総合的病害虫・雑草管理（I P M）実践指針」を策定しているところ（参考資料 6 参照）。
- また、厚生労働省では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく清掃・ねずみ等の防除基準を平成 1 5 年 4 月に見直し、従来の「ねずみ、昆虫等の防除をそれぞれ 6 月以内に 1 回、定期的に、統一的行わなければならない。」から「ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、6 月以内ごとに 1 回定期的に統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。」に改正したところ。
- 両者のキーワードはいずれも I P M（Integrated Pest Management）の推進にあると解されることから、公園等の病害虫・雑草管理においても I P M の推進を基本とするべきではないか。



総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 実践指針 (農林水産省) より

(2) 病害虫・雑草の発生しにくい環境の整備

※ 対象樹木等で導入可能な病害虫・雑草の発生しにくい環境整備手法を記述。

(3) 防除要否及びタイミングの判断

※ 対象病害虫等の生態を踏まえて、導入可能な病害虫等の早期発見手法や防除のタイミング等を記述。

(4) 多様な手法による防除

① 生物的・物理的防除

※ 対象病害虫等で導入可能な生物的・物理的防除について記述。

② 農薬による化学的防除

※ 樹幹注入剤等の散布以外の方法についても記述。

(5) 農薬を散布する場合の留意事項

① 散布する場合の周辺住民等への周知の徹底

② 推奨する農薬や散布方法及び被害防止措置

※ 来年度に実施するモニタリング調査 (基礎調査含む。) の結果を踏まえて暫定版として可能な範囲で記述。

(6) 農薬散布を委託する場合の留意事項

※ 自治体等が農薬散布を委託する場合の留意事項を記述。

(参考)

(1) 主要病害虫の生態等について

※ 対象樹木等の主要病害虫の生態や早期発見方法等を参考資料として添付。

(2) 生物的・物理的防除法について

※ 生物的・物理的防除法の具体例を参考資料として添付。

(3) 農薬について

※ ①農薬とは、②農薬の表示、③農薬の種類等参考となる資料を添付。

6. 策定イメージ及びスケジュール

- 来年度第1回検討会でマニュアル策定方針を決定。
- マニュアル(暫定版)は、病害虫防除等の専門家の委員のご協力を得つつ、来年度第2回目以降の検討会でご議論頂けるよう事務局で案を作成。
- 平成20年度前半を目途に暫定版を策定。